

議会議案第5号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和3年（2021年）9月17日提出

提出者	鎌倉市議会議員	久坂	くにえ
賛成者	同	上	藤本 あさこ
	同	上	保坂 令子
	同	上	竹田 ゆかり
	同	上	大石 和久
	同	上	池田 実
	同	上	森 功一
	同	上	吉岡 和江

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{222.5}{100}$ 」を「 $\frac{207.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{207.5}{100}$ 」を「 $\frac{215}{100}$ 」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。